

第3部第3章第2節「非給付利得」

【設例】 不当利得における「法律上の原因なく」(703条)という要件について、以下の(1)及び(2)の記述の正誤を検討しなさい。

- (1) Aは、隣接するBの所有する土地との境界を誤って、自分の土地と信じて、実際にはBの土地に生えている樹木を伐採して木材として売却した。この樹木の有していた価値は、法律上の原因のない利得に当たる。[構造2(1)]
- (2) Aは、傾斜地が大雨で崩れそうになっていたため、自分の土地と信じて、地滑りが起きないように工事を施したところ、同土地は、実際にはBの土地であることが判明した。この工事によってBが得た利益は、法律上の原因のない利得に当たる。[構造3(1)]